

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	会社法制の見直しに伴う所要の税制措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 会社法制の見直しに伴う所要の税制措置</p> <p>・特例措置の内容 「会社法制の見直しに関する要綱」が法制審議会に取りまとめられたことを踏まえ、会社法改正に向けたスケジュールを見据えつつ、同法改正に伴う所要の税制措置を講ずる。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 会社法改正の内容を踏まえた所要の税制措置を講ずることで、会社法改正の円滑な施行を図り、もって取引・経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 会社法改正により新たに規定される内容について、現行会社法に基づく税制措置との平仄を勘案した公平な税制措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	会社法改正の円滑な施行を図り、もって取引・経営の安定に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当地	当該要望項目 以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容 及び金額	
	上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度改正において要望したものの、昨年会社法改正案が国会提出されなかった。 日本再興戦略 P28 において、「会社法改正案を早期に国会提出し」と記載されているように、早期の国会提出が予定されていることから、改めて平成 26 年度改正において要望を行う。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>